

## 別紙様式 6

## 随意契約結果表

所 属	警察本部会計課
契約日	令和 7 年 1 1 月 2 7 日
契約業者名	山梨トヨタ自動車株式会社
品 名	乗合自動車（中型二種 A T 限定教習試験用自動車）
契約金額 (税込み)	1 2 , 6 8 9 , 1 3 7 円
随意契約理由	<p>マイクロバスの販売について、調達車両の規格を満たすマイクロバスを販売しており、点検整備などのサービスを提供するとともに、保守安全性・緊急対応時の部品調達等に対応できる業者は、いすゞ自動車首都圏株式会社甲府支店、三菱ふそうトラック・バス甲信ふそう甲府支店、山梨日野自動車株式会社、山梨トヨペット株式会社、ネッツトヨタ山梨株式会社、ネッツトヨタ甲斐株式会社、トヨタカローラ山梨株式会社、山梨トヨタ自動車株式会社（以下「山梨トヨタ」とする。）の 8 社であり、全ての販売店に販売可能か確認したところ、同仕様のマイクロバスの製造メーカーはトヨタ自動車株式会社のみであり、販売可能と回答したのは山梨トヨタ一社のみであった。</p> <p>なお、本件要求車両は、令和 8 年 4 月 1 日から施行される道路交通法改正に伴い購入するものであり、納車に間に合わなければ県民の中型二種 AT 免許の取得に多大な影響を及ぼす恐れがある。</p> <p>地方自治法第 167 条の 2 第 2 号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」により随意契約とし、財務規則第 137 条第 3 項の規程により「見積書の提出を依頼しても他に提出者がいないとき。」に該当のため見積合わせを省略し、山梨トヨタと随意契約する。</p>
随意契約の根拠 法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 2 号 県財務規則第 137 条第 3 項